明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（適格請求書類似書類等の交付の禁止）

第五十七条の五　適格請求書発行事業者以外の者は第一号に掲げる書類及び第三号に掲げる電磁的記録（第一号に掲げる書類の記載事項に係るものに限る。）を、適格請求書発行事業者は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる電磁的記録（第二号に掲げる書類の記載事項に係るものに限る。）を、それぞれ他の者に対して交付し、又は提供してはならない。

一　適格請求書発行事業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類

二　偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書

三　第一号に掲げる書類の記載事項又は前号に掲げる書類の記載事項に係る電磁的記録

（任意組合等の組合員による適格請求書等の交付の禁止）

第五十七条の六　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この条において「任意組合等」という。）の組合員である適格請求書発行事業者は、第五十七条の四第一項本文、第二項又は第五項の規定にかかわらず、当該任意組合等の事業として国内において行つた課税資産の譲渡等につき適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供してはならない。ただし、当該任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である場合において、その旨を記載した届出書を当該任意組合等の業務を執行する政令で定める者（次項において「業務執行組合員」という。）が、政令で定めるところにより、当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該提出があつた日以後に行う当該課税資産の譲渡等については、この限りでない。

2　前項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該該当することとなつた日以後に行う課税資産の譲渡等については、同項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、当該任意組合等の業務執行組合員は、当該該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合

二　当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなつた場合

3　前二項に定めるもののほか、任意組合等に係る第五十七条の四の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十条第四項中「課税標準額に対する消費税額（」を削り、「課税標準額に対する消費税額をいう。）」を「消費税額（」に、「同じ。）から」を「「課税標準額に対する消費税額」という。）から」に改める。

第六十二条中「国内において」を削り、「第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く」を「国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る」に改め、「特定資産の譲渡等に係る」を削る。

第六十五条に次の一号を加える。

四　第五十七条の五の規定に違反して同条第一号若しくは第二号に掲げる書類を交付し、又は同条第三号に掲げる電磁的記録を提供した者

別表第二を別表第二の二とし、別表第一第二号中「別表第二」を「別表第二の二」に改め、同表第四号イ中「及び別表第二」を「及び別表第二の二」に、「（別表第二」を「（同表」に改め、同号ロ及びハ並びに同表第十号中「別表第二」を「別表第二の二」に改め、同表第十二号中「中学校」の下に「、第四十九条の八（義務教育学校）」を加え、「及び第七十条第一項」を「、第七十条第一項」に、「において準用する場合並びに同法」を「及び」に改め、「これらの規定を」を削り、「別表第二の二」を「別表第二の二」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項（定義）に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ　飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ　課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項（届出等）に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二　一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

別表第一の二（第二条関係）

飲食料品

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

第九条の二第一号中「第十五条第一項（国税の納付義務の確定）に規定する納税義務をいう。次号において同じ。）」を削り、第一章第二節中同条を第九条の三とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）

第九条の二　合併又は分割（以下この条において「合併等」という。）を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納税義務（第十五条第一項（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）に規定する納税義務をいう。次条において同じ。）の成立した国税（その附帯税を含む。）について、連帯して納付する義務を負う。

第十五条第二項第十三号中「若しくは第二項（申告納税方式による国税の」を「、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）に改め、「規定による」を削り、同項第十四号中「の規定による」を「若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の」に改める。

第三十四条の三第一項中「第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

二　電子情報処理組織を使用して行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

第三十四条の三第二項中「国税を納付しようとする者が、前項の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した」を「次の各号に掲げるときは、当該各号に定める」に改め、「に当該」の下に「各号に規定する」を加え、同項に次の各号を加える。

一　国税を納付しようとする者が、前項第一号の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭の交付をしたとき　当該交付をした日

二　国税を納付しようとする者が前項第二号の通知に基づき当該国税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該国税を納付しようとする者の委託を受けたとき　当該委託を受けた日